

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

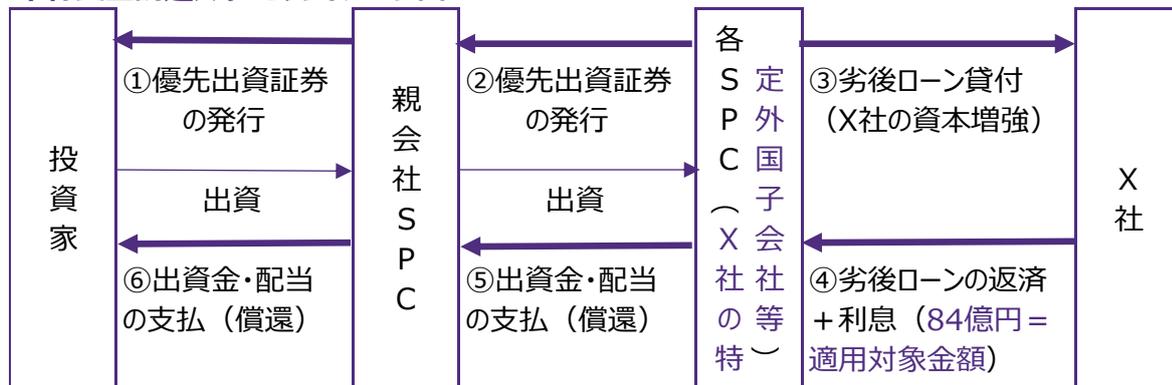
今回のテーマ： タックス・ヘイブン税制の適用を巡る裁判事例

東京高等裁判所は2022年3月10日、タックス・ヘイブン対策税制（以下、CFC税制）の適用を巡る事件について、東京地裁判決（2021年3月16日）を取り消し、課税処分を取り消しを求めていた大手銀行X社の主張を認める判決を下しました。

事件の概要

本件の原告であるX社は、自己資本増強のため英領ケイマン諸島に所在する2つのSPC（特別目的会社、各SPC）を活用した本件資金調達スキームを実施しました。本件資金調達スキームは、①親会社SPC（X社の親会社である金融持株会社が設立）が投資家に優先出資証券を発行、②各SPC（X社の特定外国子会社等に該当）が親会社SPCに優先出資証券を発行、③各SPCが優先出資証券の発行で調達した資金を原資としX社に劣後ローンを貸付、④その後X社が各SPCに劣後ローンの返済と利息の支払いを実行、⑤各SPCが親会社SPCの優先出資証券を償還（出資金・配当の支払）⑥親会社SPCが投資家の優先出資証券を償還（出資金・配当金の支払）するものでした。本件は④の劣後ローンの返済に伴う利息約84億円（各SPCの当期純利益）について、国税当局がCFC税制の合算対象の基礎となる適用対象金額になるとして、X社に課税処分を行ったことが発端となりました。なお本件資金調達スキームは、金融庁に認められた手法として他行でも行われており、違法性はありません。

本件資金調達スキームのイメージ図



各SPCが発行する株式状況

上記⑤の償還前（2015年6月29日）		事業年度終了時点（2015年12月3日）
普通株式	約7,600万株（X社が保有）	普通株式 約7,600万株（X社が保有）
優先出資証券	約3,500口（親会社SPCが保有）	優先出資証券の償還

東京地裁の判決概要

争点1「請求権勘案保有株式等割合」の判定時期

X社は、各SPCの事業年度終了時（2015年12月3日）に各SPCの発行株式はX社が保有する7,600万株のみだが、仮に2015年6月29日（上記⑤の優先出資証券の償還日前）に終了する決算期を追加していれば、X社の「請求権勘案保有株式等割合」が0%となり、結果として課税対象金額が0円になると主張しました。これに対し東京地裁は、「請求権勘案保有株式等割合」は事業年度終了時の現況で判断すべきであり、X社の「請求権勘案保有株式等割合」は100%であるとしてX社の主張を退けました。

争点2 「租税回避の目的や実体の有無」が課税要件となるか

また X 社は、本件資金調達スキームは自己資本の増強等を目的とするものであり、租税回避の目的も実態もないため、CFC 税制を適用することは許されないと主張しました。これに対し東京地裁は、「租税法規を解釈するに当たっては、原則として文理解釈によるべきであって、みだりに規定の文言を離れて解釈すべきではない」と指摘。よって租税回避の目的や実体の有無等が適用要件となるとは解することが出来ないとして、X 社の主張を退けました。

東京高裁の判決概要

東京高裁は、「請求権勘案保有株式等割合」については、東京地裁と同様の認定をしました。その一方で東京高裁は、「本件資金調達スキームが利用された経緯、目的、仕組みからして、控訴人が本件各子 SPC の当期純利益から剰余金の配当等を受け得ること、言い換えれば、その当期純利益に対して支配力を有すると評価されるような処理はもともと想定されておらず、現に本件各子 SPC 事業年度においても、上記の仕組みに従って、本件各子 SPC の当期純利益を上回る金額が期中に持株 SPC に配当されており、事業年全体を通じてみて、また、期末時点についてみて、控訴人が上記当期純利益（適用対象金額は同額である。）に対して支配力を有していたとは認められない。そうすると、本件資金調達スキームにおける本件各子 SPC 事業年度の処理において、内国法人（控訴人）が外国子会社（本件各子 SPC）の利益から剰余金の配当等を受け得る支配力を有するというタックス・ヘイブン対策税制の合算課税の合理性を基礎付け、正当化する事情は見いだせないし、また、上記処理に租税回避の目的があることも、客観的に租税回避の事態が生じていたと評価すべき事情も認められない」と指摘しました。さらに「麹町税務署長は措置法施行令 39 条の 16 第 1 項、2 項の規定を形式的に適用し、（中略）控訴人が支配力を有していなかった本件各子 SPC の同事業年度の当期純利益から算出された適用対象金額（当期純利益と同額）の全額を本件各子 SPC とは別法人である控訴人の所得に合算したものであって、このような扱いは、措置法 66 条の 6 の趣旨ないしタックス・ヘイブン対策税制の基本的な制度趣旨や理念に反するものであり、正当化できないというほかない」とし、東京地裁判決を取り消し、X 社の請求を認容するとの判決を下しました。

お見逃しなく！

今回の東京高裁判決の意義は、CFC 税制の適用について、合算課税の根拠を外国関係会社の利益から配当等を受ける支配力であるとしたうえで、目的論的解釈を行ったことにあると考えられます。立法の制度趣旨や理念に反するとして課税を取り消すことは稀です。本件は敗訴した国側が不服として上告していますので、制度趣旨や理念が課税要件に影響を与えるかどうか、最高裁の判断が注目されるどころです。